

石川県公報

平成 28 年 12 月 26 日 (月曜日)

号 外

(第 95 号)

目 次

条 例		
○石川県職員退職手当条例及び石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	1	○石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 (同) 37
○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (同)	3	○石川県税条例等の一部を改正する条例 (税 務 課) 38
		○石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部) 41

条 例

石川県職員退職手当条例及び石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十六号

石川県職員退職手当条例及び石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(石川県職員退職手当条例の一部改正)

第一条 石川県職員退職手当条例(昭和二十九年石川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十一項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十条第十五項中「規定は、」の下に「第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)及び」を

加え、「これら」を「第七項又は第八項」に改める。

(石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号中「禁錮^{こく}」を「禁錮」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第八項中「第五項」の下に「、第六項」を加え、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 退職した石川県職員退職手当条例第二条に規定する職員であつて当該職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十七号。次項において「雇用保険法改正法」という。)第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、第一条の規定による改正後の石川県職員退職手当条例(以下「新退職手当条例」という。)第十条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における石川県職員退職手当条例第七条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間(平成二十九年一月一日前の在職期間を有する者にあつては、同日以後の職員としての引き続きいた在職期間)」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数(平成二十九年一月一日前の在職期間を有する者にあつては、同日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が平成二十九年一月一日前である場合にあつては、零))」とする。

3 新退職手当条例第十条第十一項(第六号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。)及び第二条の規定による改正後の石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「新企業職員給与条例」という。)第十八条第八項(求職活動支援費に係る部分に限る。)の規定は、退職職員(退職した石川県職員退職手当条例第二条に規定する職員及び退職した石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条第一項に規定する企業職員で常時勤務を要するものをいう。以下この項及び次項において同じ。)であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に雇用保険法改正法第二条の規定による改正後の雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為(当該行為に関し、第一条の規定による改正前の石川県職員退職手当条例(以下この項及び第五項において「旧退職手当条例」という。)第十条第十一項第六号又は第二条の規定による改正前の石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下この項及び第五項において「旧企業職員給与条例」という。)第十八条第八項に

規定する広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前一年以内に旧退職手当条例第十条第五項若しくは第六項又は旧企業職員給与条例第十八条第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に新退職手当条例第十条第五項から第八項まで又は新企業職員給与条例第十八条第六項若しくは第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新退職手当条例第十条第十五項において準用する同条第十一項(第四号に係る部分に限る。)及び新企業職員給与条例第十八条第八項(就業促進手当に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する石川県職員退職手当条例第十条第十一項第四号又は石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十八条第八項に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧退職手当条例第十条第五項若しくは第六項又は旧企業職員給与条例第十八条第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新退職手当条例第十条第五項から第八項まで又は新企業職員給与条例第十八条第六項若しくは第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する石川県職員退職手当条例第十条第十一項第五号又は石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十八条第八項に規定する移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十七号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「四十一万三千三百円」を「四十一万三千八百円」に改め、同項第二号中「五万五百円」を「五万六百元」に改める。

第九条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、

第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第九条第三項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万三千円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき七千五百円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については一万円）とする。

第十条第一項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に、「第一号に該当する」を「第一号に掲げる」に改め、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、同項第三号及び第四号中「父母等」を「又は扶養親族たる父母等」に改め、同条第二項中「扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項を次のように改める。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

三 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第二十条第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

附則第二十八項中「百分の一・二」を「百分の一・三五」に、「百分の一・五」を「百分の一・六五」に、「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

行政職 給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額								
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,500	318,500	363,000	408,800	459,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,100	289,800	320,700	365,600	411,200	462,500
	3	143,900	195,300	231,000	264,900	292,100	323,000	368,100	413,700	465,500
	4	145,000	197,100	232,600	267,000	294,300	325,200	370,700	416,100	468,500
	5	146,100	198,700	234,100	269,000	296,300	327,500	372,800	418,100	471,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,900	298,600	329,500	375,400	420,400	474,500
	7	148,300	202,300	237,300	272,900	300,900	331,800	377,700	422,500	477,500
	8	149,400	204,100	238,900	275,000	303,200	334,000	380,200	424,700	480,600
	9	150,500	205,800	240,300	277,100	305,300	336,100	382,700	426,700	483,400
	10	151,900	207,600	241,800	279,100	307,600	338,300	385,400	428,800	486,500
	11	153,200	209,400	243,400	281,200	309,800	340,400	388,000	430,900	489,500
	12	154,500	211,200	244,800	283,300	312,200	342,600	390,700	433,000	492,600
	13	155,800	212,600	246,300	285,300	314,400	344,600	393,100	434,700	495,300
	14	157,300	214,400	247,800	287,400	316,500	346,600	395,400	436,500	497,600
	15	158,800	216,100	249,100	289,500	318,700	348,700	397,700	438,600	499,900
	16	160,400	217,900	250,500	291,600	320,800	350,700	400,100	440,600	502,200
	17	161,700	219,600	252,000	293,600	322,900	352,600	401,900	442,500	504,400
	18	163,200	221,300	253,800	295,600	324,900	354,700	403,900	444,300	505,800
	19	164,700	222,900	255,500	297,700	327,000	356,500	405,800	446,100	507,300
	20	166,200	224,500	257,300	299,700	329,000	358,400	407,600	447,800	508,700
	21	167,600	226,000	259,000	301,800	331,000	360,400	409,500	449,600	509,900
	22	170,300	227,700	260,800	303,900	333,200	362,300	411,300	451,100	511,300
	23	172,900	229,300	262,600	305,900	335,200	364,300	413,100	452,500	512,800
	24	175,500	230,900	264,300	308,000	337,300	366,200	415,000	454,000	514,300
	25	178,200	232,200	266,300	309,800	338,900	368,200	416,900	455,400	515,400
	26	179,900	233,700	268,300	312,000	340,800	370,100	418,400	456,700	516,500
	27	181,600	235,100	270,100	314,100	342,700	372,100	419,900	458,000	517,700
	28	183,300	236,400	272,000	316,100	344,600	374,200	421,500	459,200	518,900
	29	184,800	237,700	273,700	318,100	346,300	375,700	423,100	460,300	519,900
	30	186,600	238,900	275,600	320,100	348,200	377,500	424,400	461,000	520,800
	31	188,400	239,900	277,500	322,200	350,100	379,300	425,700	461,800	521,700
	32	190,100	241,100	279,300	324,300	351,900	380,900	426,900	462,500	522,600
	33	191,700	242,400	281,000	325,800	353,900	382,700	428,100	463,200	523,400
	34	193,200	243,600	282,900	327,800	355,700	384,100	429,400	464,000	524,400
	35	194,700	244,800	284,700	329,700	357,500	385,600	430,700	464,700	525,100
	36	196,200	246,200	286,600	331,900	359,200	387,200	431,900	465,300	525,600

37	197,500	247,200	288,300	333,800	360,600	388,600	433,100	465,800	526,300
38	198,800	248,600	290,100	335,700	361,900	389,800	433,900	466,400	526,900
39	200,100	250,100	291,900	337,700	363,300	391,000	434,700	467,000	527,700
40	201,400	251,600	293,700	339,600	364,700	392,100	435,500	467,600	528,300
41	202,700	253,000	295,400	341,500	366,000	393,200	436,100	468,100	528,800
42	204,000	254,400	297,100	343,400	366,900	394,400	436,800	468,600	
43	205,300	255,800	298,800	345,200	368,000	395,700	437,500	469,000	
44	206,600	257,200	300,400	347,100	369,100	396,800	438,300	469,300	
45	207,800	258,400	302,100	348,600	369,900	397,500	439,100	469,600	
46	209,100	259,700	303,800	350,000	370,800	398,200	439,900		
47	210,400	261,100	305,400	351,500	371,700	398,900	440,300		
48	211,700	262,500	307,100	353,100	372,600	399,600	441,000		
49	212,800	263,800	308,300	354,700	373,500	400,200	441,500		
50	213,900	264,900	309,800	355,500	374,400	400,800	441,900		
51	214,900	266,200	311,400	356,700	375,200	401,300	442,300		
52	216,000	267,600	313,000	357,700	376,000	401,700	442,700		
53	217,100	268,700	314,600	358,600	376,700	402,100	443,100		
54	218,100	269,800	316,200	359,700	377,400	402,400	443,500		
55	219,000	271,100	317,800	360,600	378,100	402,700	443,900		
56	220,000	272,400	319,300	361,700	378,800	403,000	444,200		
57	220,600	273,500	320,800	362,600	379,300	403,300	444,500		
58	221,500	274,500	322,000	363,300	379,900	403,600	444,900		
59	222,300	275,600	323,200	364,000	380,500	403,900	445,200		
60	223,200	276,700	324,400	364,700	381,200	404,200	445,500		
61	223,900	277,900	325,100	365,100	381,600	404,500	445,800		
62	224,900	278,900	326,000	365,700	382,300	404,800			
63	225,700	279,800	326,800	366,400	382,900	405,100			
64	226,600	280,800	327,600	367,100	383,500	405,400			
65	227,300	281,600	328,500	367,400	383,900	405,700			
66	228,100	282,500	328,900	368,100	384,500	406,000			
67	229,000	283,200	329,600	368,800	385,100	406,300			
68	230,100	284,100	330,400	369,500	385,700	406,600			
69	230,900	285,100	331,200	369,800	386,100	406,800			
70	231,600	285,900	332,000	370,400	386,600	407,100			
71	232,300	286,700	332,700	371,100	387,100	407,400			
72	233,100	287,500	333,400	371,700	387,700	407,700			
73	233,900	288,300	333,900	372,000	388,000	407,900			
74	234,600	288,900	334,500	372,600	388,400	408,200			
75	235,300	289,300	335,000	373,300	388,800	408,500			
76	236,000	289,800	335,600	373,900	389,200	408,700			
77	236,700	289,900	335,900	374,400	389,500	408,900			
78	237,500	290,300	336,400	374,900	389,800	409,200			
79	238,300	290,500	336,800	375,500	390,100	409,500			
80	239,100	290,900	337,300	376,000	390,400	409,700			
	再任 用職 員以 外の 職員								

409,900
410,200
410,500
410,700
410,900

390,600
390,900
391,200
391,400
391,600
391,900
392,200
392,400
392,600
392,900
393,200
393,400
393,600

376,500
377,100
377,600
377,900
378,300
378,800
379,200
379,600
380,000
380,500
380,900
381,300
381,600

337,700
338,200
338,700
339,200
339,500
339,900
340,400
340,800
341,100
341,500
342,000
342,400
342,600
343,000
343,500
343,900
344,000
344,500
344,900
345,200
345,500
345,900
346,300
346,700
347,200
347,600
348,000
348,400
348,900
349,300
349,600
349,900
350,400

291,100
291,300
291,700
292,000
292,300
292,600
292,900
293,300
293,600
294,000
294,300
294,700
294,800
295,000
295,400
295,800
296,000
296,300
296,700
297,100
297,300
297,600
298,000
298,300
298,500
298,800
299,200
299,500
299,700
300,100
300,500
300,800
300,900
301,200
301,500
301,900
302,100
302,300
302,600
302,900
303,300
303,500
303,800
304,100

239,800
240,500
241,200
241,900
242,600
243,300
244,000
244,700
245,400
246,000
246,500
247,000
247,300

81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124

別表第 2 (第 3 条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額								
1	給	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,800	346,700	382,000	423,600
2		166,600	182,400	209,100	248,900	293,000	320,000	348,900	384,200	425,400
3		168,400	184,200	211,100	250,700	295,100	322,300	351,200	386,300	427,300
4		170,100	186,000	213,100	252,500	297,400	324,500	353,500	388,400	429,200
5		171,600	187,900	215,100	254,200	299,300	326,800	355,600	390,300	430,600
6		173,500	190,200	217,100	256,000	301,500	329,000	357,700	392,300	432,300
7		175,300	192,500	219,100	257,600	303,700	331,400	359,900	394,100	433,900
8		177,200	194,800	221,000	259,300	305,900	333,700	362,100	396,000	435,400
9		178,900	197,000	223,100	260,700	307,900	335,600	364,000	397,800	437,000
10		180,600	199,600	224,900	262,300	310,200	337,900	366,200	399,800	438,800
11		182,300	202,100	226,700	263,600	312,500	340,100	368,300	401,800	440,400
12		184,000	204,600	228,500	264,900	314,700	342,400	370,500	403,900	442,000
13		185,900	206,900	230,400	266,500	316,800	344,500	372,700	405,600	443,100
14		188,000	208,700	232,300	267,900	319,100	346,600	374,900	407,700	444,700
15		190,100	210,500	234,200	269,000	321,300	348,800	377,100	409,700	446,500
16		192,200	212,300	236,100	270,300	323,600	350,900	379,200	411,800	448,300
17		194,400	214,200	237,700	271,300	325,500	353,200	381,000	413,500	449,900
18		196,800	216,100	239,500	272,700	327,800	355,200	383,000	415,200	451,700
19		199,200	218,000	241,300	274,100	329,900	357,300	384,900	417,000	453,500
20		201,600	219,800	243,100	275,500	332,300	359,400	386,900	418,600	455,200
21		204,100	221,500	244,700	276,800	334,400	361,500	388,700	420,300	456,800
22		205,900	223,300	246,100	278,200	336,400	363,500	390,800	421,900	458,500
23		207,700	225,100	247,300	279,500	338,500	365,500	392,900	423,300	460,200
24		209,500	226,900	248,600	281,000	340,500	367,600	394,900	424,800	462,000
25		211,400	228,600	249,900	282,200	342,500	369,500	396,700	426,100	463,500
26		213,200	230,300	251,200	284,200	344,600	371,500	398,700	427,500	464,900
27		215,000	232,000	252,500	286,200	346,600	373,500	400,800	429,000	466,400
28		216,700	233,700	253,700	288,200	348,600	375,600	402,900	430,600	467,700
29		218,600	235,100	254,900	290,300	350,800	377,500	404,400	431,900	468,900
30		220,400	236,900	256,000	292,300	353,000	379,600	406,200	433,600	469,600
31		222,200	238,700	257,300	294,200	355,000	381,700	407,300	435,300	470,300
32		224,000	240,500	258,400	296,100	357,100	383,700	409,600	436,900	471,000
33		225,700	241,900	259,100	297,900	358,800	385,600	411,300	438,400	471,500
34		227,400	243,400	260,300	299,700	360,800	387,700	412,800	440,100	472,300
35		229,100	244,700	261,400	301,600	362,700	389,800	414,400	441,800	473,000
36		230,800	246,100	262,600	303,500	364,800	391,700	415,900	443,400	473,600

37	232,200	247,400	263,500	305,300	366,700	393,400	417,300	444,800	473,900
38	234,000	248,700	264,700	307,200	368,800	394,900	418,800	445,500	474,500
39	235,800	249,900	265,700	309,100	370,800	396,300	420,300	446,200	475,000
40	237,600	251,100	266,700	311,000	372,800	397,700	421,800	446,900	475,500
41	239,000	252,300	267,900	312,900	374,900	398,900	423,300	447,300	476,000
42	240,400	253,500	269,400	314,700	377,000	400,000	424,600	447,900	476,400
43	241,700	254,600	270,700	316,600	379,100	401,000	425,900	448,600	476,800
44	242,900	255,700	271,900	318,500	381,100	402,000	427,100	449,200	477,200
45	244,200	256,600	273,100	320,300	382,800	403,200	428,100	450,000	477,500
46	245,300	257,700	274,600	322,200	384,500	404,400	428,800	450,700	
47	246,300	258,800	276,200	324,100	386,100	405,500	429,600	451,200	
48	247,200	260,000	277,800	325,900	387,800	406,700	430,400	451,700	
49	248,100	260,900	279,600	327,500	389,200	408,000	430,900	452,200	
50	249,200	262,100	281,300	329,100	390,200	408,800	431,300	452,500	
51	250,400	263,100	283,000	330,700	391,200	409,600	431,700	452,800	
52	251,500	264,200	284,600	332,500	392,200	410,300	432,000	453,200	
53	252,300	265,400	286,100	334,200	393,500	410,800	432,300	453,600	
54	253,500	266,400	287,900	335,900	394,600	411,500	432,700	453,800	
55	254,400	267,900	289,700	337,700	395,800	412,200	433,000	454,100	
56	255,600	269,100	291,500	339,500	397,000	412,800	433,300	454,300	
57	256,600	270,200	293,100	340,700	398,300	413,500	433,600	454,700	
58	257,600	271,800	294,800	342,400	399,100	413,900	433,900	454,900	
59	258,400	273,300	296,600	344,000	399,900	414,500	434,200	455,100	
60	259,400	274,900	298,400	345,600	400,600	415,100	434,500	455,300	
61	260,500	276,500	299,900	347,200	401,100	415,500	434,800	455,700	
62	261,500	278,100	301,700	348,900	401,800	416,100	435,100		
63	262,600	279,700	303,500	350,600	402,500	416,600	435,400		
64	263,600	281,300	305,200	352,300	403,200	417,200	435,700		
65	264,700	282,800	306,700	354,000	403,500	417,700	436,000		
66	265,900	284,200	308,400	355,600	404,200	418,300	436,300		
67	267,300	285,700	310,100	357,200	404,900	418,700	436,600		
68	268,600	287,200	311,800	358,800	405,500	419,200	436,900		
69	269,800	288,900	313,400	360,000	405,900	419,600	437,100		
70	271,200	290,400	314,800	361,400	406,400	419,900	437,400		
71	272,600	292,000	316,300	362,700	407,000	420,200	437,700		
72	274,000	293,600	317,800	364,100	407,500	420,500	438,000		
73	275,300	294,900	318,800	365,300	408,000	420,800	438,300		
74	276,700	296,300	320,400	366,500	408,400	421,100	438,600		
75	278,100	297,800	321,900	367,800	408,900	421,400	438,900		
76	279,400	299,300	323,600	369,100	409,400	421,700	439,200		
77	280,600	300,400	325,400	370,400	409,900	421,900	439,400		
78	281,800	301,900	327,100	371,600	410,400	422,200	439,700		
79	283,000	303,300	328,700	372,800	411,000	422,500	440,000		
80	284,100	304,800	330,300	374,000	411,500	422,800	440,300		

再任
用職
員以
外の
職員

81	285,400	306,300	332,100	375,300	411,900	423,000	440,500
82	286,600	307,700	333,800	376,500	412,500	423,300	440,800
83	287,900	309,000	335,400	377,600	413,000	423,600	441,100
84	289,300	310,500	337,100	378,800	413,200	423,800	441,400
85	290,500	311,700	338,500	379,900	413,500	424,000	441,600
86	291,700	313,200	340,000	380,500	414,000	424,300	
87	292,900	314,500	341,500	381,000	414,300	424,600	
88	294,100	316,000	343,000	381,600	414,600	424,800	
89	295,200	317,500	344,300	382,200	414,900	425,000	
90	296,400	319,000	345,500	382,800	415,300	425,300	
91	297,500	320,400	346,800	383,400	415,700	425,600	
92	298,700	321,900	348,100	384,000	416,100	425,800	
93	299,500	323,200	349,500	384,300	416,400	426,000	
94	300,800	324,500	351,000	384,800			
95	301,900	325,900	352,500	385,400			
96	303,200	327,200	354,100	385,900			
97	304,300	328,400	355,400	386,300			
98	305,500	329,700	356,600	386,700			
99	306,700	331,000	357,700	387,300			
100	307,900	332,400	358,900	387,800			
101	309,100	333,800	360,000	388,200			
102	310,200	334,700	361,100	388,700			
103	311,300	335,800	362,200	389,300			
104	312,300	337,000	363,400	389,800			
105	313,100	338,100	364,600	390,100			
106	313,700	339,200	365,100	390,500			
107	314,300	340,200	365,700	391,000			
108	315,000	341,300	366,300	391,300			
109	315,500	342,500	366,900	391,600			
110	316,000	343,500	367,400	392,100			
111	316,500	344,500	367,900	392,600			
112	317,100	345,400	368,400	393,100			
113	317,900	346,300	368,800	393,400			
114	318,600	347,200	369,200	393,900			
115	319,300	348,200	369,800	394,400			
116	320,000	349,200	370,300	394,900			
117	320,600	350,200	370,700	395,200			
118	321,400	350,700	371,200	395,800			
119	322,100	351,300	371,800	396,300			
120	322,900	351,900	372,300	396,800			
121	323,500	352,200	372,400	397,200			
122	323,800	352,600	373,000	397,700			
123	324,300	353,200	373,500	398,100			
124	324,800	353,600	373,900	398,600			

125	325, 100	354, 000	374, 500	399, 000					
126		354, 400	375, 000						
127		354, 900	375, 500						
128		355, 300	376, 000						
129		355, 700	376, 300						
130		356, 100	376, 800						
131		356, 500	377, 300						
132		356, 900	377, 800						
133		357, 100	378, 100						
134		357, 600	378, 600						
135		358, 000	379, 000						
136		358, 300	379, 400						
137		358, 600	379, 700						
138		359, 000	380, 200						
139		359, 500	380, 700						
140		360, 000	381, 200						
141		360, 300	381, 500						
142		360, 800							
143		361, 300							
144		361, 800							
145		362, 100							
再任用職員	241, 400	253, 200	257, 300	288, 800	305, 300	319, 500	343, 200	378, 500	410, 200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第 3 (第 3 条関係) 教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表 (一)

職員の 区分	職務 の級 号	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	155,200	199,500	260,000	328,700	417,700
	2	156,700	201,200	262,500	330,900	419,500
	3	158,200	202,900	264,800	333,300	421,300
	4	159,700	204,600	267,100	335,500	423,000
	5	161,400	206,400	269,700	337,800	424,500
	6	163,300	208,100	272,100	340,000	426,000
	7	165,100	209,800	274,300	342,300	427,900
	8	166,900	211,400	276,500	344,600	429,800
	9	168,700	213,200	278,800	346,600	431,600
	10	170,800	215,100	281,100	348,700	433,400
	11	172,800	217,000	283,500	350,900	435,300
	12	174,800	218,900	285,700	353,100	437,100
	13	176,800	220,600	288,100	355,300	438,900
	14	179,000	222,600	290,200	357,300	440,800
	15	181,200	224,600	292,100	359,300	442,600
	16	183,400	226,600	294,100	361,300	444,500
	17	185,700	228,500	296,300	363,200	446,200
	18	188,300	231,200	298,900	365,100	448,000
	19	190,800	233,900	301,400	367,100	449,800
	20	193,300	236,600	304,100	369,100	451,600
	21	195,800	239,200	306,600	370,900	453,200
	22	197,500	242,000	309,200	372,800	454,900
	23	199,200	244,600	311,700	374,800	456,800
	24	200,900	247,300	314,400	376,700	458,500
	25	202,400	249,800	317,000	378,200	460,300
	26	204,100	252,300	319,300	380,000	461,900
	27	205,800	254,800	321,700	381,800	463,500
	28	207,400	257,100	324,000	383,700	465,000
	29	208,900	259,800	326,300	385,600	466,500
	30	210,600	262,200	328,300	387,500	467,800
	31	212,300	264,400	330,500	389,400	469,100
	32	214,000	266,600	332,800	391,400	470,400
	33	215,600	268,800	334,900	393,100	471,600
	34	217,400	271,000	337,100	394,800	472,300
	35	219,200	273,200	339,300	396,500	473,000
	36	221,000	275,200	341,400	398,300	473,700
	37	222,600	277,500	343,600	399,500	474,300
	38	224,400	279,500	345,700	401,000	474,300

39	226,200	281,400	347,900	402,400
40	228,000	283,400	350,000	403,800
41	229,700	285,200	352,100	405,500
42	231,400	287,700	354,300	406,900
43	233,000	290,100	356,300	408,200
44	234,600	292,600	358,400	409,700
45	236,200	294,800	360,400	411,300
46	237,600	297,300	362,400	412,600
47	238,900	299,700	364,400	414,100
48	240,100	302,400	366,400	415,700
49	241,600	304,800	368,200	417,500
50	243,100	307,200	370,000	418,900
51	244,300	309,700	371,900	420,500
52	245,800	312,200	373,900	422,000
53	247,000	314,600	375,900	423,700
54	248,200	316,800	377,700	425,200
55	249,600	318,900	379,500	426,800
56	250,700	321,100	381,200	428,400
57	252,000	323,400	382,700	429,900
58	253,100	325,500	384,300	431,400
59	254,200	327,700	386,000	432,600
60	255,400	329,700	387,700	433,800
61	256,700	332,000	388,900	435,000
62	258,100	334,100	390,300	436,300
63	259,500	336,300	391,700	437,600
64	260,700	338,500	393,000	438,900
65	262,100	340,400	394,400	440,100
66	263,600	342,600	395,700	441,300
67	265,200	344,700	397,100	442,500
68	266,900	346,900	398,500	443,700
69	268,500	348,900	399,800	444,900
70	269,900	350,800	401,100	446,100
71	271,300	353,000	402,500	447,300
72	272,800	355,000	403,800	448,500
73	273,900	356,800	405,100	449,600
74	275,300	358,700	406,500	450,200
75	276,700	360,500	407,900	450,700
76	278,000	362,400	409,200	451,200
77	279,400	364,300	410,400	451,700
78	280,600	366,000	411,600	
79	281,800	367,700	412,900	
80	283,000	369,300	414,300	
81	284,200	370,800	415,600	
82	285,400	372,300	416,900	
83	286,600	373,800	417,900	

再任
用職
員以
外の
職員

84	287,800	375,300	419,100
85	289,100	376,400	420,300
86	290,200	377,800	421,500
87	291,400	379,200	422,700
88	292,600	380,500	423,700
89	293,800	381,800	424,800
90	294,900	383,100	425,800
91	296,100	384,300	426,800
92	297,300	385,600	427,800
93	298,100	386,900	428,700
94	299,100	388,000	429,500
95	300,200	389,300	430,300
96	301,400	390,500	431,100
97	302,400	391,900	431,900
98	303,500	392,900	432,300
99	304,500	394,000	432,700
100	305,600	395,000	433,100
101	306,500	396,000	433,500
102	307,600	397,000	433,800
103	308,700	398,100	434,100
104	309,700	399,200	434,400
105	310,400	399,900	434,700
106	311,300	400,800	435,000
107	312,100	401,700	435,300
108	312,900	402,600	435,500
109	313,800	403,400	435,700
110	314,200	404,300	436,000
111	314,600	405,100	436,300
112	315,100	405,900	436,500
113	315,700	406,500	436,700
114	316,100	407,200	437,000
115	316,600	407,900	437,300
116	317,100	408,600	437,500
117	317,700	409,200	437,700
118	318,200	409,700	
119	318,600	410,100	
120	319,100	410,500	
121	319,600	410,900	
122	320,000	411,200	
123	320,500	411,500	
124	321,000	411,700	
125	321,600	411,900	
126	321,900	412,200	
127	322,200	412,500	
128	322,500	412,700	

129	322,700	412,900
130	323,000	413,200
131	323,300	413,500
132	323,600	413,700
133	323,800	413,900
134	324,000	414,200
135	324,200	414,500
136	324,500	414,700
137	324,800	414,900
138	325,000	415,200
139	325,300	415,500
140	325,600	415,700
141	325,800	415,900
142	326,000	416,200
143	326,300	416,500
144	326,500	416,700
145	326,800	417,000
146	327,000	
147	327,300	
148	327,600	
149	327,800	
150	328,000	
151	328,300	
152	328,600	
153	328,800	
再任用職員	233,900	274,400
	303,200	331,500
	415,900	

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表 (二)

職員 の区 分	職 務 の 級 号	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	407,400
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	408,900
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	410,400
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	411,900
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	413,300
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	414,700
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	416,200
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	417,900
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	419,300
	10	170,800	191,200	281,100	311,800	420,700
	11	172,800	193,900	283,500	314,500	422,100
	12	174,800	196,600	285,700	317,400	423,400
	13	176,800	199,500	288,100	320,000	424,700
	14	179,000	201,200	290,200	322,000	426,100
	15	181,200	202,900	292,100	324,100	427,500
	16	183,400	204,600	294,100	326,400	428,900
	17	185,700	206,400	296,300	328,700	430,100
	18	188,300	208,100	298,900	330,900	431,400
	19	190,800	209,800	301,400	333,300	432,600
	20	193,300	211,400	304,100	335,500	433,900
	21	195,800	213,200	306,600	337,800	435,000
	22	197,500	215,100	309,200	340,000	436,200
	23	199,200	217,000	311,700	342,300	437,500
	24	200,900	218,900	314,400	344,600	438,900
	25	202,400	220,600	317,000	346,600	440,200
	26	204,000	222,600	319,300	348,400	441,400
	27	205,600	224,600	321,700	350,300	442,400
	28	207,100	226,600	324,000	352,200	443,500
	29	208,800	228,500	326,300	354,200	444,700
	30	210,500	231,200	328,300	356,000	445,500
	31	212,200	233,900	330,500	357,700	446,300
	32	213,900	236,600	332,800	359,600	447,200
	33	215,400	239,200	334,900	361,300	448,100
	34	217,100	242,000	337,000	363,000	448,600
	35	218,800	244,600	339,100	364,700	449,100
	36	220,500	247,300	341,100	366,500	449,600
	37	222,000	249,800	343,200	368,400	450,100
	38	223,700	252,300	345,100	369,900	
	39	225,400	254,800	347,100	371,500	
	40	227,100	257,100	349,000	373,100	

41	228,700	259,800	350,900	374,500
42	230,400	262,200	352,800	375,900
43	232,000	264,400	354,600	377,300
44	233,600	266,600	356,300	378,800
45	235,300	268,800	358,100	380,300
46	236,800	271,000	359,800	381,900
47	238,200	273,200	361,400	383,500
48	239,600	275,200	363,000	385,000
49	241,000	277,500	364,400	386,400
50	242,400	279,500	365,900	387,900
51	243,900	281,400	367,500	389,400
52	245,100	283,400	369,100	390,800
53	246,200	285,200	370,600	392,000
54	247,600	287,700	372,100	393,300
55	248,800	290,100	373,600	394,400
56	250,000	292,600	375,200	395,600
57	251,200	294,800	376,700	397,000
58	252,400	297,300	378,100	398,200
59	253,500	299,700	379,500	399,400
60	254,700	302,400	380,800	400,700
61	256,100	304,800	381,700	401,900
62	257,300	307,200	382,900	402,900
63	258,500	309,700	384,100	404,300
64	259,500	312,200	385,200	405,600
65	260,500	314,600	386,100	406,800
66	261,900	316,800	387,300	407,900
67	263,400	318,900	388,300	409,100
68	264,900	321,100	389,400	410,200
69	266,500	323,400	390,600	411,200
70	268,100	325,500	391,600	412,400
71	269,600	327,700	392,700	413,600
72	271,100	329,700	393,900	414,800
73	272,300	332,000	394,900	415,400
74	273,500	334,100	396,100	416,200
75	274,800	336,300	397,200	417,000
76	276,100	338,500	398,300	417,500
77	277,500	340,300	399,200	417,800
78	278,600	342,200	400,100	418,200
79	279,800	344,100	401,100	418,600
80	281,000	345,900	402,100	419,000
81	282,300	347,700	402,900	419,300
82	283,200	349,500	403,700	419,700
83	284,400	351,200	404,400	420,100
84	285,600	353,100	405,200	420,400
85	286,600	354,500	405,900	420,700

再任用職員以外の職員

86	287,500	356,100	406,700	421,100
87	288,500	357,600	407,400	421,500
88	289,600	359,100	408,100	421,800
89	290,700	360,500	408,700	422,100
90	291,600	361,800	409,400	422,400
91	292,500	363,200	409,900	422,700
92	293,400	364,600	410,600	422,900
93	293,900	366,100	411,000	423,100
94	294,600	367,400	411,400	
95	295,300	368,700	411,700	
96	296,100	369,900	412,000	
97	296,900	370,900	412,300	
98	297,700	371,900	412,600	
99	298,500	372,900	412,900	
100	299,200	373,900	413,100	
101	300,100	374,900	413,300	
102	300,600	375,900	413,600	
103	301,100	376,900	413,900	
104	301,600	377,900	414,100	
105	301,800	378,700	414,300	
106	302,200	379,600	414,600	
107	302,500	380,500	414,900	
108	302,700	381,500	415,100	
109	302,900	382,300	415,300	
110	303,100	383,300	415,600	
111	303,400	384,300	415,900	
112	303,700	385,300	416,100	
113	303,900	385,900	416,300	
114	304,100	386,800	416,600	
115	304,300	387,700	417,000	
116	304,600	388,600	417,200	
117	304,900	389,400	417,400	
118	305,200	390,100		
119	305,500	390,900		
120	305,800	391,700		
121	305,900	392,300		
122	306,100	393,100		
123	306,400	393,800		
124	306,700	394,500		
125	306,900	395,100		
126		395,900		
127		396,400		
128		397,000		
129		397,700		
130		398,300		

131	398,800					
132	399,300					
133	399,600					
134	399,900					
135	400,200					
136	400,500					
137	400,800					
138	401,100					
139	401,400					
140	401,700					
141	402,000					
142	402,300					
143	402,600					
144	402,900					
145	403,100					
146	403,400					
147	403,700					
148	403,900					
149	404,100					
150	404,400					
151	404,700					
152	404,900					
153	405,100					
154	405,400					
155	405,700					
156	405,900					
157	406,100					
再任用職員		225,100	271,200	298,300	324,700	405,900

備考1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 4 (第 3 条関係) 研究職給料表

職員の区分	職務の級号	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	141,700	191,400	278,000	330,000	388,900
	2	142,800	194,000	280,400	332,300	391,800
	3	144,000	196,400	282,800	334,500	394,600
	4	145,100	198,800	285,200	336,600	397,500
	5	146,200	201,300	287,500	338,500	399,800
	6	147,500	203,600	289,700	340,600	402,500
	7	148,800	205,900	291,700	342,700	405,200
	8	150,100	208,100	293,700	344,800	407,900
	9	151,200	210,200	295,900	346,700	410,500
	10	152,900	212,500	298,600	348,700	413,100
	11	154,500	215,000	301,200	350,800	415,800
	12	156,100	217,300	304,000	352,900	418,700
	13	157,600	219,500	306,400	355,000	421,300
	14	159,500	221,900	309,000	356,900	424,000
	15	161,400	224,300	311,700	358,800	426,800
	16	163,400	226,700	314,500	360,700	429,500
	17	165,200	229,000	317,100	362,600	432,000
	18	167,400	231,800	319,300	364,500	434,600
	19	169,600	234,700	321,500	366,400	437,100
	20	171,700	237,600	323,700	368,400	439,800
	21	173,900	240,100	326,000	370,000	442,300
	22	176,300	242,800	328,000	372,000	444,900
	23	178,600	245,300	330,000	373,900	447,500
	24	180,900	248,000	332,200	375,900	450,000
	25	183,000	250,700	334,300	377,500	452,200
	26	185,200	253,100	336,200	379,200	454,500
	27	187,300	255,400	338,000	381,100	457,000
	28	189,400	257,600	339,900	383,000	459,500
	29	191,500	260,300	341,900	384,800	462,100
	30	193,300	262,500	343,600	386,700	464,600
	31	195,100	264,400	345,200	388,600	467,100
	32	196,800	266,500	346,900	390,500	469,600
	33	198,600	268,400	348,300	392,100	471,900
	34	200,500	270,400	349,700	393,900	474,300
	35	202,400	272,500	351,200	395,600	476,700
	36	204,300	274,400	352,800	397,400	479,200
	37	206,000	276,300	354,100	398,600	481,700
	38	207,900	277,800	355,500	400,100	484,200
	39	209,800	279,000	356,900	401,500	486,600

40	211,700	280,500	358,300	402,900	489,100
41	213,600	281,900	359,200	404,300	491,400
42	215,500	283,000	360,300	405,600	493,600
43	217,400	284,000	361,500	407,100	495,800
44	219,300	285,000	362,600	408,700	498,000
45	221,000	285,800	363,800	410,100	499,700
46	222,900	287,000	365,000	411,300	501,200
47	224,700	288,300	366,300	412,900	502,900
48	226,500	289,600	367,400	414,500	504,400
49	228,200	291,000	368,500	415,800	506,100
50	230,000	292,300	369,800	417,300	507,500
51	231,700	293,400	371,100	418,800	508,900
52	233,400	294,600	372,400	420,200	510,400
53	234,900	295,800	373,100	421,600	511,500
54	236,700	297,000	374,200	423,000	512,700
55	238,400	298,300	375,100	424,400	513,900
56	240,000	299,500	376,100	425,800	515,100
57	241,400	300,600	376,900	426,900	516,000
58	242,600	301,800	377,700	428,200	517,000
59	243,600	303,000	378,400	429,600	518,000
60	244,700	304,200	379,100	430,900	519,000
61	245,800	305,200	379,700	431,700	520,100
62	246,900	306,300	380,400	432,600	521,000
63	247,800	307,400	381,300	433,600	521,700
64	248,900	308,500	382,200	434,500	522,400
65	250,100	309,500	382,800	435,400	523,200
66	251,200	310,700	383,600	436,200	524,100
67	252,300	311,800	384,400	436,800	524,900
68	253,300	312,800	385,200	437,600	525,700
69	254,300	313,900	385,800	438,000	526,400
70	255,700	314,900	386,500	438,700	527,200
71	257,200	316,000	387,200	439,200	528,000
72	258,600	317,100	387,900	439,700	528,800
73	260,000	317,900	388,600	440,200	529,500
74	261,400	318,900	389,200		
75	262,800	320,000	389,800		
76	264,100	321,100	390,500		
77	265,200	322,200	391,200		
78	266,400	323,200	391,800		
79	267,800	324,100	392,400		
80	269,000	325,000	393,000		
81	270,400	326,100	393,600		
82	271,700	326,900	394,200		
83	273,000	327,600	394,800		
84	274,200	328,400	395,400		

再任用職員以外の職員

別表第 5 (第 3 条関係) 医療職給料表

イ 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級号	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	396,200	472,300
	2	247,700	333,500	399,100	474,600
	3	250,200	336,400	402,000	476,800
	4	252,700	339,400	404,900	479,100
	5	255,000	342,100	407,600	481,500
	6	258,800	345,400	410,300	483,700
	7	262,600	348,500	413,100	485,900
	8	266,400	351,600	415,900	488,100
	9	270,000	354,600	418,600	490,100
	10	274,000	357,600	421,300	492,200
	11	278,000	360,700	424,000	494,300
	12	282,000	363,900	426,700	496,400
	13	285,800	367,000	429,200	498,500
	14	289,800	370,600	431,700	500,600
	15	293,700	374,000	434,100	502,800
	16	297,600	377,800	436,600	504,900
	17	301,400	381,400	438,900	507,000
	18	305,000	384,100	441,300	509,000
	19	308,500	386,900	443,700	511,000
	20	312,100	389,700	446,100	513,000
	21	315,700	392,600	448,100	514,800
	22	319,400	395,200	450,500	516,600
	23	322,900	397,900	452,900	518,500
	24	326,400	400,500	455,200	520,400
	25	329,900	402,800	457,400	522,100
	26	332,700	405,100	459,800	524,000
	27	335,300	407,400	462,000	525,800
	28	337,900	409,700	464,300	527,600
	29	340,700	412,100	466,500	529,500
	30	343,000	414,200	468,800	531,300
	31	345,200	416,200	471,100	533,100
	32	347,600	418,400	473,300	534,900
	33	350,000	420,500	475,300	536,500
	34	352,400	422,500	477,400	538,300
	35	354,800	424,500	479,500	540,000
	36	357,300	426,500	481,700	541,800
	37	359,700	428,600	483,800	543,400
	38	362,100	430,600	485,600	545,000

85	275,400	328,900	396,000	
86	276,500	329,400	396,500	
87	277,800	329,900	397,000	
88	279,000	330,400	397,700	
89	280,000	330,700	398,100	
90	281,200	331,200		
91	282,400	331,800		
92	283,600	332,300		
93	284,600	332,600		
94	285,600	333,000		
95	286,600	333,500		
96	287,600	334,000		
97	288,200	334,500		
98	289,200	335,000		
99	289,900	335,500		
100	290,800	336,000		
101	291,700	336,500		
102	292,400	337,000		
103	293,100	337,500		
104	293,800	338,000		
105	294,500	338,500		
106	295,000	338,900		
107	295,500	339,400		
108	296,000	339,800		
109	296,200	340,300		
110	296,600	340,700		
111	296,900	341,200		
112	297,200	341,600		
113	297,500	342,100		
114	297,800	342,500		
115	298,100	343,000		
116	298,400	343,400		
117	298,700	343,900		
118	299,100	344,300		
119	299,400	344,700		
120	299,800	345,100		
121	300,100	345,500		
再任用職員	217,300	258,700	283,600	326,200
				385,000

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

39	364,500	432,600	487,400	546,500
40	366,900	434,600	489,200	548,100
41	369,200	436,600	490,900	549,600
42	370,600	438,500	492,700	551,000
43	372,100	440,200	494,500	552,400
44	373,600	442,000	496,300	553,700
45	375,200	443,900	497,900	554,900
46	376,600	445,700	499,600	555,900
47	378,100	447,500	501,400	556,900
48	379,600	449,200	503,300	557,900
49	380,900	451,000	504,900	558,900
50	381,900	452,700	506,200	559,800
51	382,900	454,500	507,500	560,700
52	383,900	456,300	508,800	561,600
53	384,900	458,200	510,100	562,400
54	385,800	459,400	511,400	563,300
55	386,700	460,700	512,700	564,200
56	387,600	461,900	514,000	565,100
57	388,600	463,100	515,000	566,000
58	389,500	464,100	515,800	567,000
59	390,300	465,100	516,600	567,900
60	391,100	466,100	517,400	568,600
61	391,900	466,900	518,300	569,500
62	392,400	467,600	519,100	570,400
63	392,800	468,300	520,000	571,300
64	393,300	469,000	520,800	572,200
65	393,600	469,700	521,700	573,100
66		470,400	522,600	
67		471,100	523,300	
68		471,800	524,300	
69		472,300	525,200	
70		473,000	526,000	
71		473,700	526,900	
72		474,400	527,800	
73		474,800	528,600	
74		475,400	529,500	
75		476,100	530,400	
76		476,800	531,100	
77		477,200	531,900	
78		477,800	532,800	
79		478,400	533,700	
80		478,900	534,600	
81		479,500	535,400	
82		480,000	536,300	
83		480,500	537,200	

再任
用職
員以
外の
職員

84	481,100	538,100	467,000
85	481,500	538,900	
86	482,100	539,800	
87	482,500	540,700	
88	483,000	541,600	
89	483,500	542,400	
90	484,100		
91	484,700		
92	485,100		
93	485,600		
94	486,200		
95	486,800		
96	487,400		
97	487,900		
再任 用職 員	339,000	393,600	467,000
	296,400		

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給	給料月額						
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,400	326,400	371,600
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,400	328,400	374,400
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,600	330,600	377,000
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,800	332,900	379,700
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	287,000	334,900	382,100
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	289,200	337,100	384,800
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	291,300	339,200	387,400
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	293,500	341,400	390,100
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	295,500	343,400	392,200
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,700	345,500	394,500
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,800	347,700	396,800
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	302,000	349,800	399,000
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	304,200	351,500	401,100
	14	167,400	205,200	239,200	261,800	306,200	353,600	403,100
	15	169,400	206,800	240,400	263,400	308,300	355,500	405,100
	16	171,300	208,400	241,800	264,900	310,400	357,500	407,200
	17	173,200	209,900	242,900	266,500	312,600	359,400	409,000
	18	175,100	211,500	244,100	268,400	314,600	361,400	411,000
	19	176,900	213,200	245,300	270,200	316,700	363,400	412,900
	20	178,800	214,900	246,500	272,100	318,800	365,400	415,000
	21	180,700	216,200	247,900	273,900	320,700	367,200	416,900
	22	182,200	217,700	248,900	275,700	322,700	369,200	418,500
	23	183,700	219,100	249,900	277,500	324,600	371,300	420,100
	24	185,200	220,600	251,000	279,300	326,600	373,400	421,600
	25	186,800	222,000	252,200	281,100	328,600	374,900	423,100
	26	188,300	223,400	253,700	283,000	330,500	376,700	424,400
	27	189,800	224,700	255,100	284,900	332,600	378,500	425,700
	28	191,200	226,000	256,600	286,700	334,600	380,200	427,000
	29	192,700	227,400	258,100	288,800	336,200	382,000	428,300
	30	194,000	228,800	259,800	290,700	338,300	383,500	429,500
	31	195,300	230,300	261,500	292,500	339,700	385,100	430,700
	32	196,600	231,700	263,200	294,400	341,500	386,800	431,800
	33	198,000	233,000	264,700	296,200	343,200	388,100	433,000
	34	199,400	234,300	266,500	297,900	345,000	389,400	434,200
	35	200,800	235,300	268,300	299,700	346,900	390,700	435,400
	36	202,200	236,600	270,100	301,500	348,700	391,900	436,600
	37	203,300	238,000	271,600	303,000	350,500	393,000	437,900
	38	204,600	239,300	273,300	304,700	352,200	394,200	438,800
	39	205,900	240,400	275,000	306,400	353,900	395,300	439,200

40	207, 200	241, 700	276, 700	308, 000	355, 600	396, 500	439, 900
41	208, 400	243, 000	278, 400	309, 800	356, 800	397, 300	440, 400
42	209, 600	244, 200	280, 000	311, 600	357, 900	398, 100	440, 800
43	210, 800	245, 400	281, 700	313, 200	359, 100	398, 900	441, 200
44	212, 000	246, 600	283, 400	314, 900	360, 300	399, 700	441, 600
45	213, 200	247, 800	285, 000	316, 100	361, 500	400, 100	442, 000
46	214, 300	249, 200	286, 700	317, 500	362, 300	400, 700	442, 400
47	215, 300	250, 700	288, 400	319, 000	363, 500	401, 200	442, 800
48	216, 400	252, 200	290, 100	320, 600	364, 600	401, 600	443, 100
49	217, 400	253, 800	291, 500	322, 000	365, 600	402, 000	443, 400
50	218, 400	255, 200	293, 100	323, 300	366, 600	402, 300	443, 800
51	219, 300	256, 600	294, 600	324, 500	367, 600	402, 600	444, 100
52	220, 300	258, 000	296, 200	325, 800	368, 600	402, 900	444, 400
53	220, 900	259, 100	297, 600	326, 900	369, 400	403, 200	444, 700
54	221, 800	260, 500	299, 100	327, 900	370, 200	403, 500	
55	222, 500	261, 900	300, 500	329, 000	371, 100	403, 800	
56	223, 500	263, 300	302, 000	330, 000	372, 000	404, 100	
57	224, 200	264, 300	303, 300	330, 500	372, 500	404, 400	
58	225, 100	265, 600	304, 500	331, 500	373, 300	404, 700	
59	225, 800	266, 900	305, 700	332, 300	374, 200	405, 000	
60	226, 600	268, 300	307, 100	333, 200	375, 000	405, 400	
61	227, 500	269, 300	308, 400	334, 000	375, 400	405, 600	
62	228, 300	270, 500	309, 600	334, 300	376, 100	405, 900	
63	229, 200	271, 800	311, 000	334, 900	376, 800	406, 200	
64	230, 300	273, 100	312, 200	335, 600	377, 500	406, 500	
65	231, 000	274, 100	313, 600	336, 200	377, 900	406, 700	
66	231, 800	275, 200	314, 400	336, 900	378, 500		
67	232, 600	276, 300	315, 200	337, 600	379, 200		
68	233, 500	277, 400	316, 000	338, 300	379, 800		
69	234, 200	278, 500	316, 600	339, 000	380, 200		
70	234, 900	279, 500	317, 300	339, 500	380, 700		
71	235, 600	280, 600	318, 000	340, 100	381, 200		
72	236, 300	281, 700	318, 600	340, 700	381, 700		
73	237, 000	282, 600	319, 300	341, 000	382, 300		
74	237, 800	283, 300	319, 500	341, 600	382, 800		
75	238, 600	283, 800	320, 100	342, 100	383, 400		
76	239, 400	284, 600	320, 700	342, 700	384, 000		
77	240, 000	285, 400	321, 300	343, 200	384, 500		
78	240, 600	286, 000	321, 800	343, 700	385, 000		
79	241, 200	286, 600	322, 300	344, 200	385, 500		
80	241, 800	287, 200	322, 800	344, 600	386, 000		
81	242, 200	287, 900	323, 400	344, 900	386, 300		
82	242, 600	288, 400	323, 900	345, 200	386, 800		

再任
用職
員以
外の
職員

ハ 医療職給料表 (三)

職員の 区分	職務 の級	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	給	円	円	円	円	円	円	円
1	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,300	329,700	374,700
2	2	161,500	189,700	237,800	259,900	286,100	331,900	377,300
3	3	163,000	191,800	239,600	260,800	288,000	334,000	380,000
4	4	164,400	193,800	241,400	261,900	290,100	336,200	382,600
5	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,900	338,400	384,800
6	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,700	340,500	387,200
7	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,600	342,700	389,500
8	8	170,400	202,800	246,600	265,500	297,500	344,800	391,800
9	9	171,700	205,200	247,700	266,600	299,400	346,500	393,800
10	10	173,400	206,600	248,800	267,400	301,300	348,500	396,000
11	11	175,000	208,000	249,700	268,500	303,100	350,400	398,200
12	12	176,600	209,400	250,600	269,700	305,000	352,400	400,500
13	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,700	354,500	402,400
14	14	180,100	212,300	253,000	272,400	308,400	356,600	404,400
15	15	182,100	213,800	253,800	273,600	310,300	358,700	406,600
16	16	184,100	215,000	254,800	275,100	312,100	360,700	408,800
17	17	186,300	216,400	255,600	276,500	314,000	362,700	410,800
18	18	188,400	217,900	256,500	277,900	315,600	364,700	413,000
19	19	190,500	219,400	257,500	279,200	317,300	366,800	415,200
20	20	192,600	220,900	258,400	280,700	319,000	368,900	417,400
21	21	194,700	222,300	259,300	282,300	320,500	370,600	419,300
22	22	196,900	224,000	260,300	283,900	322,000	372,700	421,200
23	23	199,100	225,700	261,200	285,400	323,600	374,900	423,000
24	24	201,300	227,400	262,200	286,900	325,100	376,900	424,900
25	25	203,300	228,800	263,400	288,200	326,800	378,900	426,600
26	26	204,600	230,500	264,700	290,100	328,200	380,500	428,200
27	27	205,900	232,200	265,900	291,900	329,700	382,400	429,900
28	28	207,200	233,900	267,400	293,600	331,400	384,300	431,500
29	29	208,400	235,500	268,700	295,200	332,800	386,100	432,800
30	30	209,600	236,900	270,200	296,900	334,300	387,800	434,100
31	31	210,900	238,200	271,800	298,500	335,700	389,700	435,700
32	32	212,100	239,300	273,300	300,200	337,200	391,500	437,200
33	33	213,400	240,600	274,900	301,700	338,800	393,200	439,000
34	34	214,700	241,700	276,400	303,200	340,300	394,900	440,600
35	35	216,000	242,600	277,700	304,800	341,900	396,800	442,000
36	36	217,300	243,700	279,100	306,400	343,400	398,500	443,400
37	37	218,700	244,800	280,700	307,900	345,100	400,100	444,500
38	38	220,100	245,900	282,100	309,300	346,700	401,800	445,800
39	39	221,400	246,800	283,600	311,000	348,200	403,600	447,100

40	222,800	247,900	285,000	312,600	349,800	405,400	448,500
41	223,800	248,600	286,600	314,200	351,000	406,900	449,500
42	225,200	249,500	288,200	315,600	352,500	408,400	450,200
43	226,600	250,400	289,800	317,000	354,100	409,900	451,000
44	228,000	251,300	291,400	318,500	355,500	411,200	451,600
45	229,200	252,100	292,800	319,600	357,100	412,300	452,500
46	230,600	253,100	294,200	321,000	358,100	413,400	453,200
47	231,900	254,000	295,700	322,400	359,600	414,500	454,000
48	233,200	255,000	297,200	323,900	360,900	415,700	454,800
49	234,300	256,000	298,500	325,000	362,300	417,100	455,500
50	235,400	257,200	299,800	326,400	363,700	418,200	456,200
51	236,400	258,400	301,200	327,700	365,000	419,400	456,900
52	237,500	259,700	302,600	329,000	366,400	420,500	457,700
53	238,600	260,900	304,100	330,400	367,900	421,700	458,500
54	239,700	262,400	305,400	331,900	369,100	422,700	459,300
55	240,700	263,800	306,800	333,300	370,200	423,800	460,100
56	241,700	265,300	308,200	334,600	371,400	424,900	460,800
57	242,600	266,900	309,300	335,500	372,500	426,000	461,600
58	243,600	268,600	310,600	336,800	373,400	426,500	
59	244,300	270,100	311,800	338,000	374,500	427,100	
60	245,300	271,700	313,200	339,300	375,500	427,500	
61	246,200	273,100	314,300	340,400	376,100	428,100	
62	247,200	274,600	315,600	341,300	376,900	428,600	
63	248,000	276,100	316,900	342,500	377,700	429,000	
64	249,000	277,500	318,100	343,800	378,500	429,500	
65	249,900	279,100	319,400	344,900	379,200	430,100	
66	250,900	280,600	320,700	346,100	379,900	430,500	
67	252,000	282,100	322,000	347,300	380,700	430,800	
68	253,000	283,600	323,300	348,400	381,400	431,100	
69	253,900	284,800	324,000	349,400	382,000	431,500	
70	255,000	286,300	325,100	350,400	382,600		
71	256,200	287,800	326,200	351,500	383,300		
72	257,400	289,300	327,100	352,600	383,900		
73	258,800	290,500	328,400	353,500	384,600		
74	260,100	291,900	329,100	354,600	385,100		
75	261,400	293,300	330,200	355,700	385,700		
76	262,700	294,600	331,500	356,800	386,200		
77	263,700	296,100	332,600	357,500	386,600		
78	264,800	297,400	333,800	358,300	387,200		
79	266,100	298,600	334,900	359,100	387,700		
80	267,500	299,900	336,100	359,800	388,000		
81	268,600	300,700	337,200	360,400	388,300		
82	269,600	301,900	338,300	360,900	388,800		

83	270,700	303,000	339,300	361,500	389,200
84	271,800	304,200	340,400	362,000	389,500
85	272,700	305,300	341,300	362,600	389,800
86	273,600	306,500	342,300	363,100	390,300
87	274,700	307,700	343,200	363,700	390,800
88	275,800	308,800	344,200	364,200	391,200
89	276,800	310,200	345,200	364,600	391,500
90	277,700	311,400	346,000	365,000	391,900
91	278,700	312,600	346,800	365,600	392,400
92	279,700	313,800	347,600	366,100	392,800
93	280,700	314,600	348,200	366,400	393,200
94	281,700	315,300	348,800	366,900	
95	282,600	316,000	349,500	367,300	
96	283,600	316,600	350,100	367,600	
97	284,500	317,300	350,500	368,200	
98	285,300	317,600	350,900	368,700	
99	285,900	318,200	351,400	369,200	
100	286,800	318,900	351,800	369,700	
101	287,600	319,300	352,300	370,300	
102	288,400	319,900	352,800	370,800	
103	289,300	320,500	353,300	371,300	
104	290,100	321,100	353,700	371,700	
105	290,800	321,500	354,000	372,300	
106	291,300	322,000	354,500	372,800	
107	291,800	322,500	354,900	373,300	
108	292,300	323,000	355,200	373,800	
109	292,500	323,400	355,700	374,500	
110	292,800	323,800	356,200	374,900	
111	293,000	324,100	356,700	375,400	
112	293,400	324,400	357,200	375,900	
113	293,700	324,800	357,700	376,500	
114	293,900	325,200	358,200		
115	294,300	325,600	358,700		
116	294,600	325,900	359,100		
117	294,900	326,100	359,500		
118	295,200	326,400	359,900		
119	295,500	326,800	360,400		
120	295,900	327,000	360,900		
121	296,200	327,200	361,300		
122	296,600	327,500	361,800		
123	296,900	327,800	362,300		
124	297,300	328,100	362,800		
125	297,500	328,300	363,100		

再任
用職
員以
外の
職員

126	297,700	328,600
127	298,000	329,000
128	298,400	329,200
129	298,600	329,300
130	298,900	329,600
131	299,300	330,000
132	299,700	330,200
133	299,900	330,500
134	300,200	330,900
135	300,600	331,400
136	300,900	331,800
137	301,100	332,100
138	301,400	332,500
139	301,800	332,900
140	302,100	333,300
141	302,300	333,600
142	302,700	334,000
143	303,100	334,300
144	303,400	334,700
145	303,500	335,000
146	303,800	335,400
147	304,100	335,800
148	304,500	336,200
149	304,700	336,500
150	304,900	336,900
151	305,200	337,300
152	305,500	337,700
153	305,900	338,000
154	306,100	
155	306,300	
156	306,600	
157	306,900	
158	307,200	
159	307,500	
160	307,800	
161	308,200	
162	308,500	
163	308,800	
164	309,100	
165	309,500	
166	309,800	
167	310,200	
168	310,500	

再任用職員	169	310,900	235,000	255,400	262,600	272,900	289,300	326,500	371,100
-------	-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政九級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第九条第三項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第十条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

新たに職員となつた者に扶養親族（行政九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政九級職員等から行政九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

第十条第一項第一号中「場合」の下に「（行政九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「至つた場合」の下に「及び行政九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行政九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を、「なつた日」の下に「、行政九級職員等から行政九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政九級職員等以外の職員となつた日」を加え、「前項」を「同項」に改め、「死亡した日」の下に「、行政九級職員等以外の職員から行政九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政九級職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行政九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養

手当の支給額の改定について準用する。

第十条第三項第三号中「の扶養親族」の下に「(行政九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、同項中第三号を第七号とし、第二号の次に次の四号を加える。

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行政九級職員等が行政九級職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政八級職員等が行政八級職員等及び行政九級職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政九級職員等以外のものが行政九級職員等となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行政八級職員等及び行政九級職員等以外のものが行政八級職員等となつた場合

第二十条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

附則第二十八項中「百分の一・三五」を「百分の一・二七五」に、「百分の一・六五」を「百分の一・五七五」に、「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第 1 (第 6 条関係)
第 1 号任期付研究員給料表

号給	給料月額	額
1		395,000
2		455,000
3		517,000
4		598,000
5		695,000
6		794,000

別表第 2 (第 6 条関係)
第 2 号任期付研究員給料表

号給	給 料 月 額
1	329,000
2	365,000
3	393,000

別表第 3 (第 6 条関係)
特定任期付職員給料表

号給	給 料 月 額
1	373,000
2	421,000
3	473,000
4	535,000
5	610,000
6	712,000
7	833,000

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」を「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第六条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして企業管理規程で定める職員に対しては、支給しない。

(知事、副知事給与条例の一部改正)

第七条 知事、副知事給与条例(昭和二十二年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第八条 知事、副知事給与条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正)

第九条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第十条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部改正)

第十一条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第十二条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の一部改正)

第十三条 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和三十五年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第十四条 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条及び第十四条並びに附則第六項から第九項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第二十条第二項及び附則第二十八項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定、第三条の規定(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員等条例」という。)第八条第四項から第六項までの改正規定を除く。)による改正後の任期付研究員等条例の規定及

び第五条の規定による改正後の石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（附則第五項において「改正後の企業職員給与条例」という。）の規定並びに附則第十一項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第四十四号。附則第四項及び第十一項において「平成二十六年改正条例」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

- 3 第一条の規定による改正後の給与条例（次項において「第一条改正後給与条例」という。）第二十條第二項及び附則第二十八項の規定、第三条の規定による改正後の任期付研究員等条例（次項において「改正後の任期付研究員等条例」という。）第八条第四項から第六項までの規定、第七条の規定による改正後の知事、副知事給与条例（附則第五項において「改正後の知事、副知事給与条例」という。）の規定、第九条の規定による改正後の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例（附則第五項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、第十一条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例（附則第五項において「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定並びに第十三条の規定による改正後の識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例（附則第五項において「改正後の監査委員給与等条例」という。）の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第一条改正後給与条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例又は第三条の規定による改正前の任期付研究員等条例の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第一条改正後給与条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定による給与（平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

- 5 改正後の企業職員給与条例、改正後の知事、副知事給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定を適用する場合には、第五条の規定による改正前の石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、第七条の規定による改正前の知事、副知事給与条例、第九条の規定による改正前の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例、第十一条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例又は第十三条の規定による改正前の識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の企業職員給与条例、改正後の知事、副知事給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成三十二年三月三十一日までの間における給与条例の規定による扶養手当に関する特例）

- 6 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例（以下「第二条改正後給与条例」という。）第九条第一項ただし書及び第十条第三項第

三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行政九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政九級職員等から行政九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行政九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」

とあるのは

「二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）」

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）」

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）」

と、同条第二項中「扶養親族（行政九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政九級職員等から行政九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届

出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政九級職員等以外の職員から行政九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族(行政九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 7 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第九条第一項ただし書及び第十条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政八級職員等」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族(行政九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、行政九級職員等から行政九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合(行政九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第二号中「場合及び行政九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族(行政九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政九級職員等から行政九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前

項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政九級職員等以外の職員から行政九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行政九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 8 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第九条第一項ただし書並びに第十条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八级以上」と、「行政八級職員等」とあるのは「行政八级以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行政九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行政九級職員等から行政九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行政九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行政九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行政九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政九級職員等から行政九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政九級職員等以外の職員から行政九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行政九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行政八級職員等が行政八級職員等及び行政九級職員等」とあるのは「行政八级以上職員等が行政八级以上職員等」と、同項第六号中「行政八級職員等及び行政九級職員等」とあるのは「行政八级以上職員等」と、「が行政八級職員等」

とあるのは「が行政八級以上職員等」とする。

(平成三十二年三月三十一日までの間における石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定による扶養手当に関する特例)

9 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第六条の規定による改正後の石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条第一項ただし書の規定は、適用しない。

(人事委員会規則への委任)

10 附則第四項及び第六項から第八項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平成二十六年改正条例の一部改正)

11 平成二十六年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第八項中「のうちその職務の級が四級であるものであつてこれらの規定による加算を受けるものにあつては、当該加算」を「にあつては、これらの規定の適用」に改める。

石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十八号

石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「及び特別養子縁組休暇」を「、特別養子縁組休暇及び介護時間」に改める。

第十条第一項中「職員が」の下に「要介護者(二を、もの」の下に「をいう。第十条の三第一項及び第十二条の三第三項において同じ。)」を加える。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第十条の三 職員が要介護者の介護をするため、休暇を請求した場合は、人事委員会規則の定めるところにより、一日の勤務時間の一部につき介護時間を与えることができる。

2 第十条第二項の規定は、介護時間について準用する。

第十二条の三第三項中「第十条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「及び」という。)」を削る。

(石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成四年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「を承認されている職員」を「並びに職員の勤務時間条例第十条の三第一項及び学校職員の勤務時間条例第十一条の三第一項の規定による介護時間(以下この項及び次項において「特別休暇等」という。)の承認を受けて勤務しない職員」に、「当該特別休暇を承認されている」を「当該特別休暇等の承認を受けて勤務しない」に改め、同条第三項中「人事委員会規則で定める」を削り、「特別休暇を承認されている」を「特別休暇等の承認を受けて勤務しない」に改める。

(石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「が配偶者」を「が要介護者(配偶者)に改め、「もの」の下に「をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「又は特別養子縁組休暇」を「特別養子縁組休暇」に、「の承認」を「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認」に改める。

(石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第四条 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「及び特別養子縁組休暇」を「特別養子縁組休暇及び介護時間」に改める。

第十一条第一項中「職員が」の下に「要介護者(」を、「もの」の下に「をいう。第十一条の三第一項及び第十三条の三第三項において同じ。)」を加える。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第十一条の三 職員が要介護者の介護をするため、休暇を請求した場合は、人事委員会規則の定めるところにより、一日の勤務時間の一部につき介護時間を与えることができる。

2 第十一条第二項の規定は、介護時間について準用する。

第十三条の三第三項中「第十一条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「」及び「という。)」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

石川県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十九号

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の七第一項中「第七十一条の十四第四項」を「第七十一条の十四第六項」に、「第七十一条の十五第四項」を「第七十一条の十五第五項」に改める。

第五十四条の十四第二項中「第七十一条の三十五第五項」を「第七十一条の三十五第七項」に、「第七十一条の三十六第四項」を「第七十一条の三十六第五項」に改める。

第五十四条の二十第二項中「第七十一条の五十五第五項」を「第七十一条の五十五第七項」に、「第七十一条の五十六第四項」を「第七十一条の五十六第五項」に改める。

第六十一条第一項中「第七十二条の四十六第四項」を「第七十二条の四十六第六項」に、「第七十二条の四十七第四項」を「第七十二条の四十七第五項」に改める。

第八十六条の七第一項中「第七十四条の二十三第四項」を「第七十四条の二十三第六項」に、「第七十四条の二十四第四項」を「第七十四条の二十四第五項」に改める。

第九十七条第一項中「第九十条第四項」を「第九十条第六項」に、「第九十一条第四項」を「第九十一条第五項」に改める。

第二百二十三条第一項中「第二百三十二条第五項」を「第二百三十二条第六項」に、「第二百三十三条第四項」を「第二百三十三条第五項」に改める。

第二百三十一条の二十四第一項中「第四百四十四条の四十七第五項」を「第四百四十四条の四十七第六項」に、「第四百四十四条の四十八第四項」を「第四百四十四条の四十八第五項」に改める。

附則第九条の二の四第二項中「第三十七条の十二の二第二項各号」を「第三十七条の十二の二第二項第一号から第十号まで」に改める。

附則第十四条第一項第二号中「附則第五条の二第八項で定める」を「附則第五条の二第二項に規定する」に改め、同項第四号中「附則第五条の二第九項で定める」を「附則第五条の二第六項に規定する」に改め、同項第五号中「附則第五条の二第十項で定める」を「附則第五条の二第七項に規定する」に改め、同条第二項中「附則第五条の二第十一項で定める」を「附則第五条の二第八項に規定する」に改める。

附則第二十条第一項中「平成二十八年度」を「平成三十三年度」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、「附則第二十条第三項」を「附則第二十条第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

(石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 石川県税条例の一部を改正する条例(平成二十五年石川県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の二の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定中「政令で」を「令附則第十六条の二の十一第二項に」に、「削る」を「削り、同条第三項中「附則第十六条の二の十一第二項」を「附則第十六条の二の十一第二項」に改める」に改める。

附則第九条の二第三項を削り、同条第四項を改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を改め、同項を同条第四項とする改正規定中「前項に」の下に「、「第五項」を「第四項」に」を加える。

附則第九条の二の三を削り、附則第九条の二の二第一項及び第二項を改め、同条を附則第九条の二の三とし、附則第九条の二の次に一条を加える改正規定中「譲渡」に」の下に「、「附則第十八条の二第一項各号」を「附則第十八条の三第一項各号」に」を、「いう」に」の下に「、「附則第十八条の二第三項に規定する」を「附則第十八条の三第二項に定める」に」を、「当該特定管理株式等」に改め」の下に「、同条第三項中「附則第十八条の二第四項に規定する」を「附則第十八条の三第三項に定める」に改め、同条第四項中「附則第十八条の二に規定する」を「附則第十八条の三に定める」に改め」を加え、「第九条の二の三とし、第九条の二」を「附則第九条の二の三とし、附則第九条の二」に、「政令で」を「令附則第十八条の二第一項に」に改める。

(石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 石川県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年石川県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「は、附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の石川県税条例(以下「二十八年新条例」という。)」を「は、二十八年新条例」に改める。

附則第十一項中「、「二十八年新条例」を「、「石川県税条例」に、「二十八年新条例」を「(同条例)に、「掲げる二十八年新条例」を「掲げる同条例」に改める。

(石川県核燃料税条例の一部改正)

第四条 石川県核燃料税条例(平成二十四年石川県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二百七十八条第五項」を「第二百七十八条第六項」に、「第二百七十九条第四項」を「第二百七十九条第五項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中石川県税条例附則第十四条第一項及び第二項の改正規定並びに第二条の規定 公布の日

二 第一条中石川県税条例附則第二十条の改正規定 平成二十九年四月一日

2 第一条の規定による改正後の石川県税条例附則第九条の二の四第二項の規定は、平成二十九年

度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十号

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

石川県警察関係手数料条例(平成十二年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表七の項10イ中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同項10イ(3)中「七千四百円」を「七千五百円」に改め、同項11イ中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千六百五十円」を「四千五百円」に、「六千六百五十円」を「六千七百円」に改め、同項12中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 準中型自動車免許に係る再試験 二千元(法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千六百五十円)

別表七の項20イ中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二万三千四百五十円」を「二万三千百円」に改め、同項22イ中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二万四千九百五十円」を「二万四千六百円」に改め、同項26ニ(1)を次のように改める。

(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習(準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。) 講習一時間につき 四千百円

別表七の項26ニ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 準中型自動車免許に係る講習(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。) 講習一時間につき 三千四百円

別表七の項26ヌ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 準中型自動車免許に係る講習 講習一時間につき 二千百五十円

別表七の項26ヲ(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対

する講習(法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。) 四十六百五十円

- (2) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。) 四千六百五十円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、七千五百五十円)

別表七の項26ヲ(2)の次に次のように加える。

- (3) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。) 五千六百五十円
- (4) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。) 二千円
- (5) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。) 二千円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、四千三百円)
- (6) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。) 二千四百円

別表七の項26ヲ中「運転免許に係る講習に関する規則」を「規則」に改める。

別表付表一の一の項から六の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考一中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百円」を「二千四百五十円」に改め、同表備考二中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

別表付表二の一の項中「及び中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表二の項から六の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考一中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百五十円」を「二千五百円」に改め、同表備考二中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百五十八号)附則第六条第一項各号のいずれかに該当する者(道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。)に対する改正後の別表七の項の規定の適用については、同項12イ中「二千円」とあるのは「千九百五十円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、同項26ヌ(1)中「二千百五十円」とあるのは「二千五十円」とする。
- 3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成二十八年内閣府令第四十九号)附則第十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、改正後の別表七の項26の規定にかかわらず、なお従前の例による。

